

2 9 高 福 号 外  
平成 2 9 年 6 月 1 日

指定通所介護事業者 代表者 様  
指定訪問介護事業者 代表者 様  
指定介護予防通所介護事業者 代表者 様  
指定介護予防訪問介護事業者 代表者 様

愛知県健康福祉部高齢福祉課長  
( 公 印 省 略 )

総合事業の開始に伴う運営規程の取扱いについて (通知)

平成 2 9 年 4 月から全ての市町村において介護予防・日常生活支援総合事業 (以下、「総合事業」という) が開始されていますが、運営規程の取扱いについて、下記のとおりとさせていただきます。県内各事業者様におかれましては、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

記

- ・居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び総合事業を行っている一般指定事業所においては、現行相当サービス、緩和型サービスともに居宅サービス事業、介護予防サービス事業の運営規程とは別に運営規程を作成するものとする。
  - ・みなし指定事業所においては、緩和型サービスの場合は運営規程を別に作成する必要があるが、現行相当サービスの場合は運営規程を一体的に作成できるものとする。
- ただし、一体的に作成した運営規程を用いる場合においては記載事項がどちらのサービスについて表しているかがわかるような記載方法とすること。
- ・運営規程の記載方法については、各指定権者にお問い合わせください。

担当 介護保険指定・指導グループ  
電話 052-954-6289 (ダイヤルイン)